

(税経 99) (地 551) (健 II 621)

令和 4 年 3 月 22 日

都道府県医師会

担当理事殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本 吉郎

(公印省略)

『「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関
緊急支援事業」の改正について』の改正について

今般、厚生労働省健康局結核感染症課より、事務連絡「『「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業」の改正について』の改正について」が発出されましたのでご連絡いたします。

今般の事務連絡の主な点は、①転入院支援について、新たに病床を確保した期間の終期について、「いずれかの都道府県に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間に限る」とする要件を削除すること、②本事業の対象期間について、転入院支援については令和 4 年 7 月 31 日、救急搬送受入支援については令和 4 年 4 月 30 日まで、それぞれ延長される予定であること、③交付申請書の提出期限について令和 4 年 3 月 31 日（当日消印有効）に延長される旨等を示したものです。

また、別添の Q&A 第 3 版（2 ページ）において、「救急時新型コロナ疑い患者用病床は、救急医療に特化した病床であり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項の疑似症の届け出がなされている患者にかかわらず、発熱症状がある等救急搬送受入の現場において新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者を一時的に受け入れる病床となる」旨等が記載されております。

詳細につきましては、事務連絡、Q&A 等をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・『「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業」の改正について』の改正について（令和 4 年 3 月 18 日 事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課）

- ・ 本補助金の概要資料
- ・ 医療機関へのご案内
- ・ Q&A
- ・ 交付申請書（様式、記載要領）
- ・ 実績報告書（様式、記載要領）

※本補助金に関する資料は、厚生労働省の下記サイトにも掲載されています。交付申請書（エクセルシート）等は下記サイトよりダウンロードしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryofu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00015.html

○厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933（平日 9:30～18:00）